

当日配布（参考資料）

(参考2)

「ヒト胚の扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)に対する意見募集の結果について
(H16.9.6 内閣府政策統括官(科学技術政策担当)) (抜粋)

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
1. ヒト受精胚の倫理的な位置付けについて	<ul style="list-style-type: none"> ○受精胚も胎児も人に変わりはない。 ○人はその受精の瞬間から個体としての人間。 ○ヒト受精胚を用いた研究は殺人。 ○体外受精を受けた自分達夫婦にとって、受精卵は「やっと授かった命の始まり」で「かけがえの無い子供」の様な存在だった。 ○ヒト受精胚はヒトの生命の萌芽だが、胎児よりも低い位置付けの存在であり、人クローン胚もヒト受精胚と同じ位置付けとみなすべき。ヒト受精胚、人クローン胚の作成は限定的に容認できる。 ○ヒト受精卵は人間として成長していない細胞であり、人間として成長した場合とは異なる。 ○「人の生命の萌芽」と位置付け尊重されるべき存在とすることには異論なし。 ○人権は現在生きている人に対してのみ適応されるべき。 ○ヒト受精胚は「ヒトの生命の萌芽」とする中間報告書の考え方は妥当。 ○人間が人間である事を証明する方法は、知能のある、なしであり、知能が存在しないヒト胚は人間ではまだないと判断。 ○刑法上、胎児が人として認められないことと、ヒト胚を「人の生命の萌芽」とする立場には矛盾がある。 ○生まれてこないヒト胚を守るために、今生きている人の命をないがしろにすることは、本末転倒。 ○廃棄される受精卵には倫理的抵抗感がなく、受精胚、クローン胚に対する作為には倫理的抵抗感を感じるというは、感情的に過ぎる。 ○ヒト胚は将来人になる可能性があるが、可能性と現実とは全く別の話。 ○死体や胚の尊厳を認めるという考えは、それらそのものを尊重するのではなく、自分自身を特別視するために、それに連なるモノに一定の付加価値を与えていたことではないか。 ○「人の生命の萌芽」では意味づけとして不明瞭。何をもって「人の尊厳」とするかという点が十分に意識されていない。 ○ヒト受精胚の定義に拠り所を求めるのではなく、現在の社会で広く認められているものに拠り所を見出すべき。 ○胎児の扱いも視野に入れてヒト胚の議論を深めるべき。 ○生命科学は急速に進歩しているので、既存の考え方の軌道修正だけを行う消極的な態度ではなく、新たな視点からヒト受精胚を位置付けなおす姿勢が必要。 	<p>これまでの社会実態を踏まえて定められた我々の社会規範の中核である現行法体系は、ヒト受精胚を「人」として扱ってはいないとされています。ヒト受精胚を「人」として扱う考え方を採用することは、この現行法体系を大幅に変更し、受精胚を損なうことを殺人と同義に位置付けることを意味しますが、人工妊娠中絶手術が行なわれている現在の社会実態を踏まえれば、そのような制度変更は現実的とは考えられないとされています。また、そのような制度変更について社会的合意を得る見通しもないとされています。</p> <p>他方で、ヒト受精胚は、母胎にあれば胎児となり、「人」として誕生し得る存在です。このため、「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持していくためには、ヒト受精胚を特に尊重して取扱うことが不可欠となるとされています。</p> <p>よって、ヒト受精胚を「人」と同等に扱うべきではないとしても、「人」へと成長し得る「人の生命の萌芽」として位置付け、通常のヒトの組織、細胞とは異なり、特に尊重されるべき存在として位置付けざるを得ないとされています。</p> <p>すなわち、ヒト受精胚は、「人」そのものではないとしても、「人の尊厳」という社会の基本的価値の維持のために特に尊重されるべき存在であり、かかる意味で「人の生命の萌芽」として位置付けられるべきものとされています。</p>